官報告示

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、国鉄水戸動力車労働組合から、ＪＲ東日本旅客鉄道株式会社に対しての被曝労働の回避等に関する要求に関して、平成25年７月16日零時以降、同組合の組合員が従事するＪＲ水戸鉄道サービス株式会社の職場（福島県及び茨城県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

なお、争議行為が行われた場合に影響が及ぶと想定される県ならびにＪＲの路線は、別記のとおりである。

平成 25 年７月 12 日

厚生労働大臣　田村　憲久

別記

福 島 県　常磐線、水郡線
茨 城 県　常磐線、水戸線、水郡線

公　告

諸　事　項

第三者所有物の没収に関する公告

平成 25 年７月 12 日　東京地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成25年７月26日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　東京地方裁判所刑事第６部
2　被告事件名　国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律違反、覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反
3　被告人氏名　ゴラムレザ　エブラヒミー
4　公判期日　未定
5　没収すべき物の品名、数量その他その物を特定するに足りる事項
平成24年東地領第3880号
符号25　現金11,000円
符号27　現金10,000円
符号28　現金326,000円
6　没収の理由となるべき事実の要旨
被告人は、営利の目的で、みだりに
⑴　モスタファー　アッバスィ及び氏名不詳者らと共謀の上、平成24年４月13日頃から同年11月６日頃までの間、11回にわたり、東京都内において、濵田盛太郎ほか10名に対し、覚せい剤であるフェニルメチルアミノプロパンの塩類を含有する結晶約1.7グラム、覚せい剤である塩酸フェニルメチルアミノプロパンの結晶約5.196グラムを代金合計26万5,000円で譲り渡したほか、多数回にわたり、東京都内又はその周辺において、多数の氏名不詳者に対し、それぞれ、覚せい剤、大麻ないし麻薬を譲り渡す意思をもって、薬物その他の物品を規制薬物として有償で譲り渡し、もって規制薬物を譲り渡す行為と、薬物犯罪を犯す意思をもって、薬物その他の物品を規制薬物として譲り渡す行為を併せてすることを業とし
⑵　氏名不詳者らと共謀の上、同月７日、東京都内の当時の被告人方において、覚せい剤である塩酸フェニルメチルアミノプロパンの結晶約5.096グラム、同塩酸フェニルメチルアミノプロパンを含有する結晶約79.968グラム、大麻を含有する樹脂状固形物約3.72グラム及び麻薬であるコカイン塩を含有する固形物約10.469グラムを所持し
⑶　前記モスタファー及び氏名不詳者らと共謀の上、同日、東京都内の当時の前記モスタファー方において、覚せい剤である塩酸フェニルメチルアミノプロパンの結晶約44.937グラム、同塩酸フェニルメチルアミノプロパンを含有する結晶約0.278グラム、大麻を含有する乾燥植物片約81.112グラム、同樹脂状固形物約79.464グラム及び麻薬である塩酸コカインを含有する粉末約4.178グラムを所持したものである。

有権者申出方

元当局所属公証人佐々木義晴の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 25 年７月 12 日　福岡法務局

元当局所属公証人山口佳太の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 25 年７月 12 日　福岡法務局

特別支給手続開始決定公告

平成 25 年７月 12 日　東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第18条の規定により特別支給手続の開始を決定したので公告する。

記

1　犯罪被害財産支給手続番号　東京地方検察庁　平成25年第１号
2　特別支給手続開始決定の年月日　平成25年７月12日
3　支給対象犯罪行為の範囲
⑴　支給対象犯罪行為が行われた期間
平成22年３月頃から平成22年９月頃までの間
⑵　支給対象犯罪行為の内容
被告人野村亮太らにより行われていた、競馬情報提供業者（検察官が既に把握している業者について後記４⑴参照）を装って被害者らに電話をかけ、確実に的中する競馬の八百長レースの勝馬情報を提供できる旨うそを言い、同情報料の名目で、被害者から指定口座に振込入金を受ける行為（主な犯行態様について後記４⑶参照）
4　対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについての判断の参考となるべき事項
⑴　検察官が既に把握している業者名（五十音順）
株式会社勝栄、株式会社パーフェクトプラン
⑵　検察官が既に把握している主な電話番号（番号順）
03―5962―5598、03―6275―6063、080―1105―1262、080―2161―0945
⑶　主な犯行態様
ア　電話でのやりとりが多い。
イ　「勝栄」又は「パーフェクトプラン」の会員登録をした者に対し、八百長レースが存在し、特別会員になれば八百長レースの勝馬情報を得て大金を儲けることができる旨うそを言い、特別会員になるよう勧誘する。
ウ　審査に通り特別会員になったとして、八百長レースの勝馬情報料の名目で金員を要求し、指定口座へ振り込ませる。
⑷　検察官が既に把握している振込先口座（五十音順・数字は普通預金口座番号）
株式会社三井住友銀行五反田支店　株式会社パーフェクトプラン名義　8319573
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行阿佐ヶ谷支店　株式会社勝栄名義　0056856
5　残余給付資金の額　金　139万3,510円
6　特別支給申請期間　平成25年７月12日から同年９月11日までの間
7　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　裁判所名　東京高等裁判所
⑵　裁判年月日　平成24年９月25日
⑶　確定年月日　平成24年10月10日
⑷　被告人の氏名　野村　亮太
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名